

令和4年6月7日
原子力規制委員会

【概要書】

令和3年度原子力規制委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和3年度原子力規制委員会年次報告について

令和4年6月
原子力規制庁

1. 原子力規制委員会年次報告

○原子力規制委員会の所掌事務の処理状況については、原子力規制委員会設置法第24条において、国会へ毎年報告しなければならない旨が規定されている。

2. 年次報告の目次

- 第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
 - 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
 - 第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
 - 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
 - 第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施
- 資料編

【参考】原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）

第24条

原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

令和3年度の主な取組

(1) 規制（審査）の厳正かつ適切な実施と規制基準の継続的改善

実用発電用原子炉については、中国電力島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合に係る設置変更許可及び東北電力女川原子力発電所2号炉の新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の認可を行った。また、東京電力福島第二原子力発電所1～4号炉の廃止措置計画の認可を行った。特定重大事故等対処施設については、日本原子力発電東海第二発電所の設置変更許可等を行った。核燃料施設等については、日本原燃第二種廃棄物埋設施設に係る事業変更許可等を行った。

規制基準の継続的改善として、第二種廃棄物埋設等に係る規制基準等の整備や、原子力施設の廃止措置の終了確認での判断基準の整備等を着実に進めた。また、審査経験・実績を反映した規制基準の改正を行うとともに、継続的な安全性向上に関する検討も進めた。さらに、標準応答スペクトルの規制への取り入れについて、令和3年4月に関係基準の改正を行い、設置変更許可等の審査と基準地震動の変更要否の判断を進めた。

(2) 規制（検査）の厳正かつ適切な実施

新しい検査制度の初年度であった令和2年度の検査結果の総合的な評価を実施し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所について、安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態と評価し、令和3年度は基本検査を増やすとともに追加検査を行う計画とした。令和3年度第3四半期までに実施した原子力規制検査における検査指摘事項は26件で、いずれも重要度は「緑」（核燃料施設等は「追加対応なし」）、深刻度は「SLIV」であった。

令和2年度に発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、令和3年4月14日に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を発出した。令和3年4月から、事実関係の詳細調査や改善措置活動の運用状況確認からなる追加検査を実施している。令和4年4月27日にこれまでの検査結果の中間とりまとめの報告を受け、改善措置計画の実施状況を確認するに当たり、東京電力に対応を求める事項とその評価の視点など、今後の追加検査の進め方について了承した。今後はその方針に基づき、改善措置計画の実施状況とその効果について重点的に追加検査を進める。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保とALPS処理水の海洋放出に向けた取組

原子力規制委員会は、東京電力から提出された実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行うとともに、安全確保に向けた各種の取組を監視している。

令和3年4月13日に決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出に関して、原子炉等規制法に基づく規制基準を満たすものであるか否かを審査するとともに政府方針に則ったものであるか否かも確認すること、IAEAによるレビューを通じて実施計画の審査等に係る客観性及び透明性を高める取組を行うこと等を了承した。

その後、令和3年12月21日にALPS処理水の海洋放出に係る設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請が東京電力から提出され、公開の審査会合で審査している。さらに、ALPS処理水の海洋放出に係る前後の海域モニタリングの実施について、令和4年3月に「総合モニタリング計画」を改定し、関係機関が令和4年度から強化・拡充することとした。

(4) 核セキュリティ対策の推進

核セキュリティ対策の強化のため、令和4年3月にサイバーセキュリティ対策に関する核物質防護措置に係る審査基準等を改正するとともに、実用発電用原子炉施設等の核物質防護規定の変更認可申請を受け、審査を厳正に実施した。また、核セキュリティ事案の未然防止及び発生時の迅速な対応を可能とするため、原子力規制事務所に核物質防護対策官を配置するとともに、本庁と原子力規制事務所間で秘匿性の高いネットワーク等の業務環境を整備することとした。

(5) 原子力災害対策の継続的改善

原子力災害時に、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するため、原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正を行うとともに、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する基本的事項の検討を行い、原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の改正を行った。